

# 地方公共団体の公会計導入と地方創生

信金中金月報掲載論文編集副委員長

藤野 次雄

(横浜市立大学名誉教授・国際マネジメント研究科客員教授)

信用金庫と地方公共団体は、地域の人口減少・少子高齢化という共通の課題を解決するパートナーとして、相互に連携し、地域の活性化に取り組んでいる。その地方公共団体の現状について、筆者は『信金中金月報2017年10月号』で「人口減少・少子高齢化に直面し、(1)地域の実情に合った行財政運営を実施していくために、地方分権改革のもと自主性・自立性が保証され、(2)行財政の持続的・効率的運営による行財政基盤強化のための合併と広域連携というフレームワークが準備された。また、(3)地方公共団体の行財政運営のための内部統制、監査制度の充実といったガバナンスの強化が、統一的な基準により作成・開示することで行財政運営の透明性や効率性・適正性を目指す地方公会計の実施とともに図られようとしている。」と述べた。

このうち、地方公会計について言うと、従来の財政状況資料集は現金の収入・支出に着目し、予算の適正・確実な執行の管理という面で優れていた単式簿記・現金主義という方式が採用されてきた。近年、地方公共団体は、地方財政の厳しさに直面し、財政の透明性を高め、住民や議会などに対する説明責任を果たす重要性が高まるとともに、地方分権の進展もあって、主体的かつ責任ある行政が求められるようになった。

そこで、総務省は、地方財政の効率化・適正化を推進するため、現金主義会計を補完するものとして、企業会計の考え方および手法を取り入れた複式簿記・発生主義の財務書類の作成・公表を推進し、地方公共団体間の比較可能性を高める目的から、2015年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表した。それに対応して、すべての地方公共団体は、2017年度までに、従来の財政状況資料集を補完するかたちで、地方公会計といわれる財務書類を統一的な基準で公表することとなった。

企業会計を模した複式簿記の導入によりストック情報（資産負債）とフロー情報（行政コスト）、さらに発生主義の導入により減価償却費や退職手当引当金繰入額などの支出の伴わないコスト、連結会計の導入により関連団体を含めた財務状況が明示されることとなった。この新財務書類は、固定資産台帳の整備を前提に、①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書の4表があり、②行政コスト計算書と③純資産変動計算書を結合して3表とすることもできる。

詳細な解説は割愛するが、財務書類について、その概要を簡単に説明すると以下のとおりである。①貸借対照表は、地方公共団体が行政サービスを提供するどのような資産をどれだけ保

有しているのか、その資産がどのような財源でまかなわれ、差額として「純資産」をどれだけ蓄積しているのかを示したものである。②行政コスト計算書は、企業会計の損益計算書に相当する。自治体活動は住民の福祉の増進を目的としているため、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動にかかる費用と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益を対比させ、その差額を「純行政コスト」として計上している。③純資産変動計算書は、株主資本等変動計算書に当たり、前年度末から今年度末までの純資産残高の変動状況を表している。純行政コストから税収や国県等補助金等の財源の金額を差し引いた金額を「純資産変動額」として計上している。④資金収支計算書は、キャッシュフロー計算書に相当し、地方公共団体における取引を3つの主要な活動（業務活動、投資活動、財務活動）に分類し、各活動に関する資金の収支状況を明らかにするものである。

総務省のホームページでは、「都道府県」、「政令指定都市」、「それ以外の市区町村」を都道府県毎の3グループに分類し、各地方公共団体の公会計が旧来の決算資料と併せて公表されており、現時点で8割以上の地方公共団体の財務書類が開示されている。

これまで総務省はホームページで、財政状況資料集について類似団体比較分析という方法を用い、地方公共団体をグループ化し、地方公共団体毎のコメントを付して掲載してきた。なお、この類似団体は、全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類し、このうち、さらに「都市」と「町村」については、人口と産業構造（第2次・第3次産業就業人口比率）に応じて区分している。この分析における類似団体別財政指数は、区分ごとに決算データの平均値等を示したもので、これを活用することによって、当該地方公共団体の財政指数を平均値等と比較することができる。

これに加えて、新たに発表された地方公共団体の公会計・財務書類では、「資産形成度・老朽化比率」、「健全性・持続可能性」、「世代間公平性」、「効率性」、「弾力性」、「自律性」という6つ観点も加味して地方公共団体の財務状況を確認できることになった。このことで、新旧両方の分析結果を活用し、各地方公共団体の財務状況を把握できるようになった。

地域金融機関は、第2次安倍政権下で掲げられた地方創生に対して、地方公共団体による地方版総合戦略策定への協力や様々な地域活性化への取組みを支援してきた。また、近年では、地域金融機関と地方公共団体とが連携協定を締結する動きが活発化しており、地域金融機関と地方公共団体との関係は従来以上に緊密になっている。

地方創生を促進するためには、財源確保が課題の一つであり、地方創生にかかる新型交付金の活用が行なわれているが、事業継続性の観点から各地方公共団体の自主財源の確保が必要である。人口や事業所数の減少により税収の確保が困難になることが予想される中で、地域金融機関が地方公共団体に協力し地方創生を推進していくためには、協力関係にある地方公共団体の財政基盤の現状と課題を理解し、その地域にあった活性化策を協働することが重要になる。そういう観点からも今回導入された地方公会計は役立つのではないだろうか。